マイナンバー法案の概要と
地方公共団体における活用について

平成24年10月25日　東海市長会

内閣官房社会保障改革担当室　参事官　古橋　浩史

1. 社会保障・税番号制度の概要

○　マイナンバー法により、**より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」**を導入する。
○　これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号（マイナンバー）

○　市町村長は、法定受託事務として、**住民票コードを変換して得られるマイナンバー**を指定し、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
○　**マイナンバーの利用範囲を法律に規定**。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
○　マイナンバー法に規定する場合を除き、**他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止**。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行う必要**。

個人情報保護

○　マイナンバー法の規定によるものを除き、**特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止**。
○　**特定個人情報の提供は原則禁止**。ただし、行政機関等は**情報提供ネットワークシステムでの情報提供**などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
○　情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
○　国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（**マイ・ポータル**）の提供、**特定個人情報保護評価**の実施、**個人番号情報保護委員会**の設置、**罰則**の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

○　国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

○　市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。

○27年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーの利用開始

2. 個人番号の主な利用範囲

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務　等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務　等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
○障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務
○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務　等

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

防災分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

3. 地方公共団体における個人番号の活用可能性

窓口の総合化・書類審査から現場へ・政策の質の向上

(1) 個人番号を活用して、より正確で確実な情報管理

① 継続的な状況把握

② より効率的な名寄せ

③ 他市町村の住民への展開

④ 新たな情報収集による政策の高度化

(2) 他団体等との情報連携によるサービスの向上

① さらなる添付書類の削減

② さらなる手続ワンストップ

③ 調査の効率化

④ 情報連携による政策の高度化

⑤ 情報連携による共同処理への活用

(3) 個人番号カードを活用したより確実な本人確認

① より正確かつ円滑な本人確認

② より安全なログイン

③ 個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上

(4) プッシュ型のお知らせ

① 必要な手続についてのプッシュ型お知らせ

② 審査等のステータスについてのプッシュ型お知らせ

③ マイ・ポータルとの連携による相乗効果

現在の宛名システムでは対応困難なもの

・転出入のある住民（再転入など）

・転入者の前年度の所得証明

・住登外者（固定資産税の賦課など）

・年途中の転職者や複数の給与支払者から給与を受けている住民の名寄せ

・近隣市町村から通っている患者

・災害時に備えた顔写真情報の保存（本人同意による）

・近隣市町村と協力したデータ収集

・広域連合、一部事務組合における統一処理

・個人番号カードによる本人確認

・マイ・ポータルを活用したプッシュ型サービス

4. 番号制度導入に係る自治体業務への影響

組　織

- 担当課の決定・PTの設置等の体制整備
- 自治体における業務の見直し

} 行政として**対住民**の観点
} 使用者として**対職員**の観点

条　例

- 個人情報保護条例の改正
- 番号を独自利用するための条例の制定
- 情報セキュリティ関連条例・規定の改正

システム

- 業務アプリケーションへの影響調査
- 特定個人情報保護評価（PIA）*
- システムの設計・開発

＊マイナンバーに関する個人情報を取り扱うことが個人に対し具体的にどのような影響・リスクを与えるのか、それを緩和するためにはどのような措置を講じるべきか、事前に評価を行うもの。

5. 番号制度導入に関係する部署

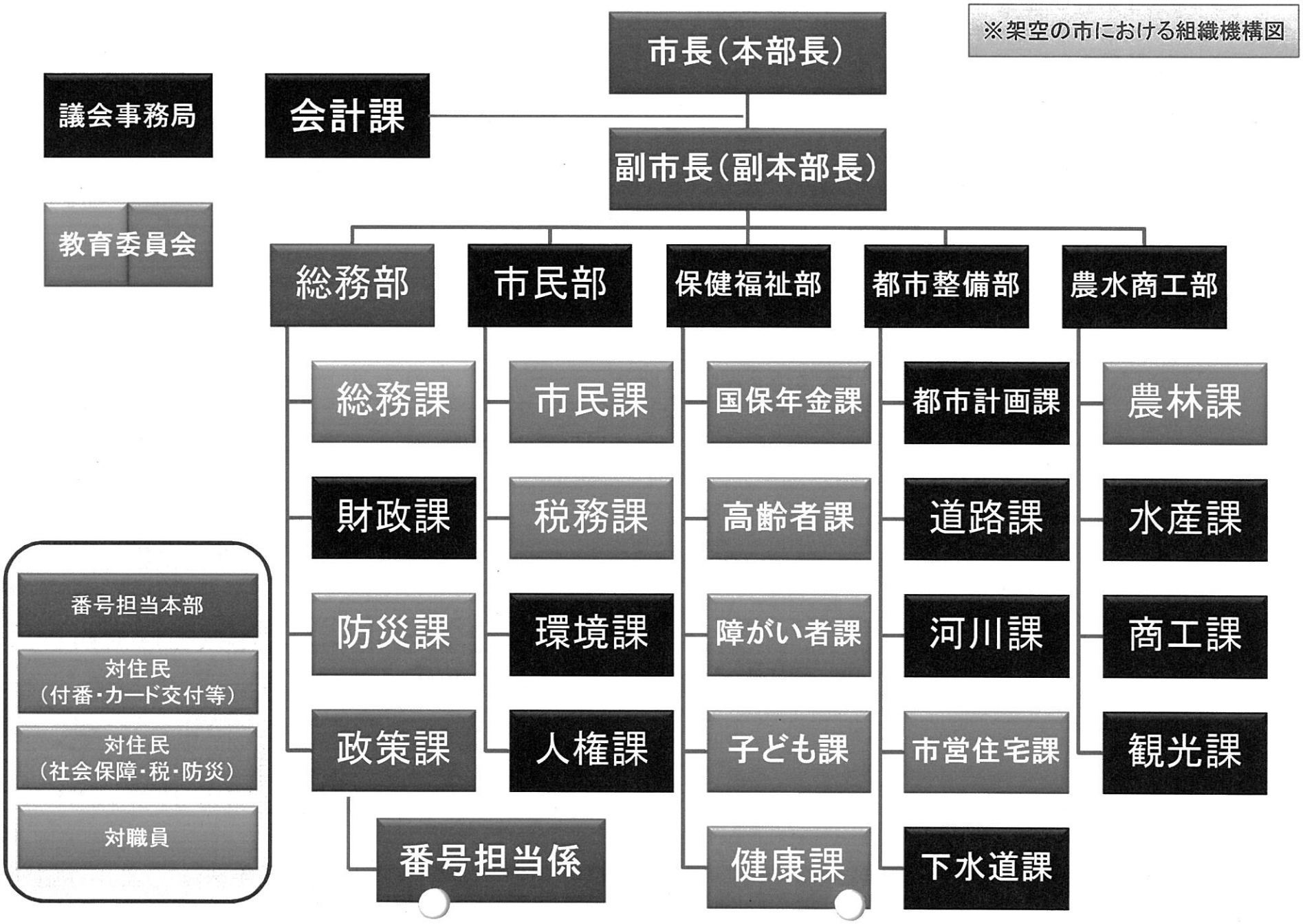

6. 番号制度導入に係る地方公共団体のスケジュール（想定例）

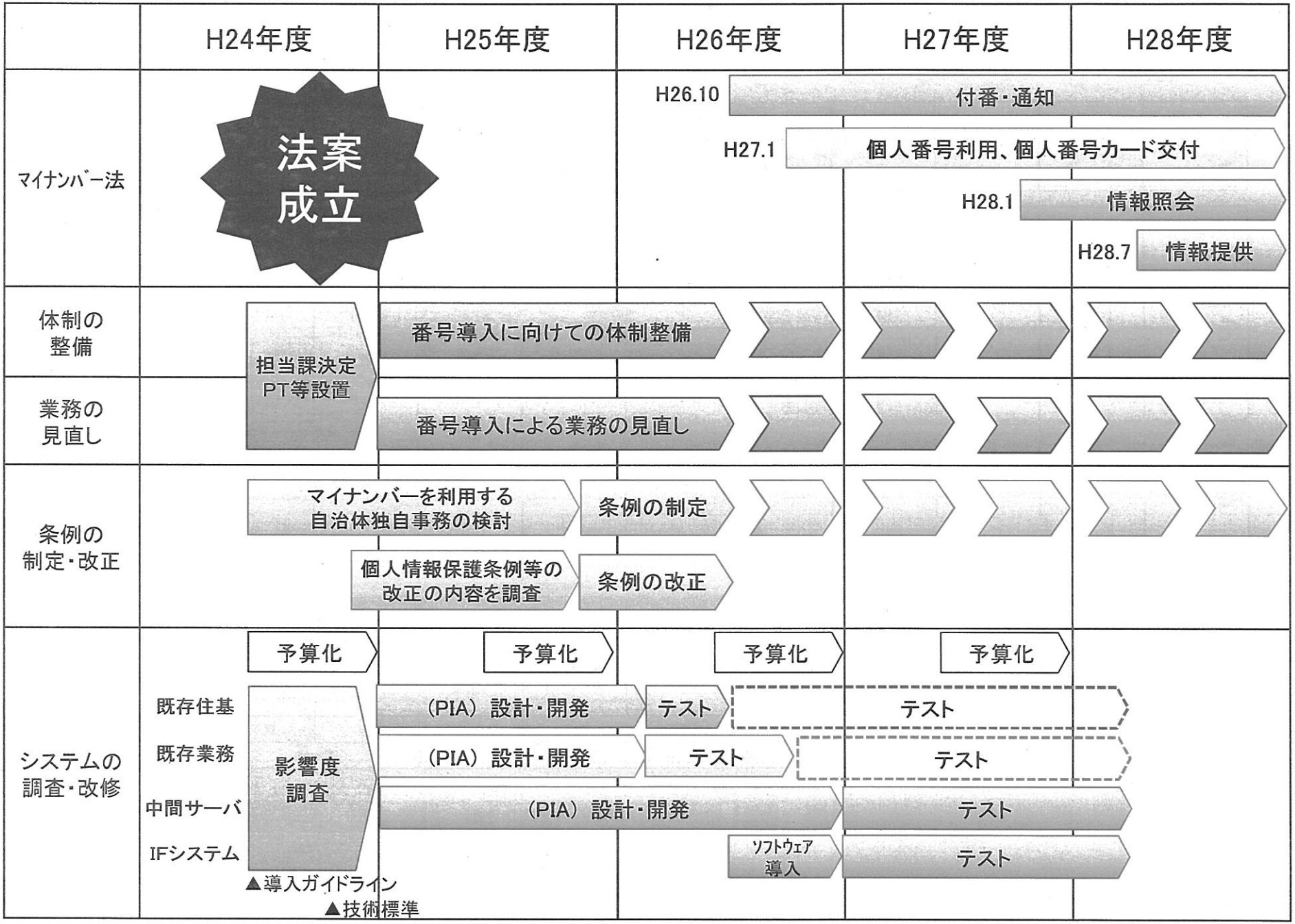

7. 番号制度の導入に係る地方公共団体の対応事例（千葉市）

社会保障・税番号制度対応計画

千葉市

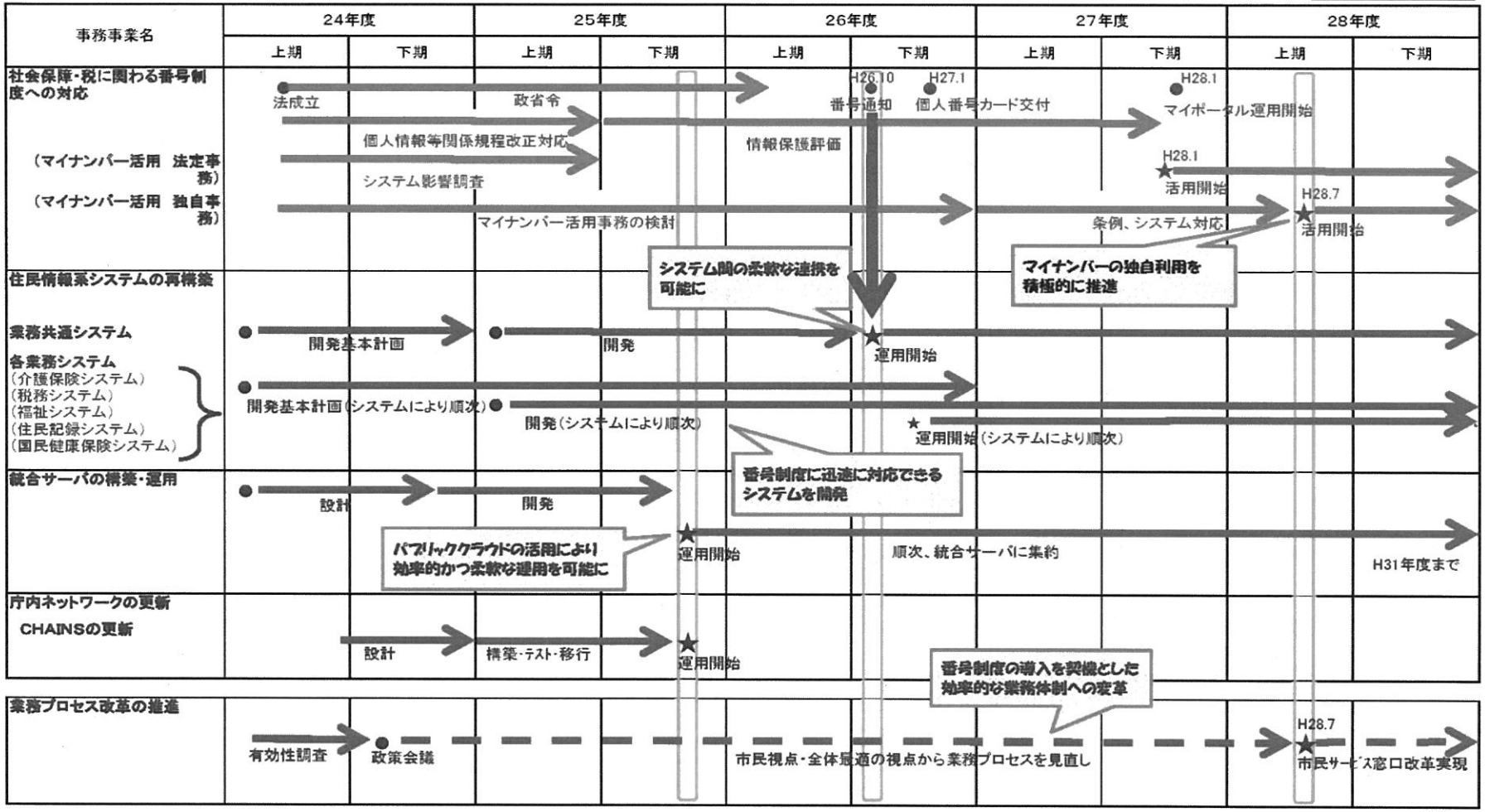

マイナンバー導入を契機として

- 業務プロセス改革による効率化
- フレキシブルなシステムの構築
- 制度面の対応・整備

日本一進んだ電子市役所の実現
～市役所と市民の関係性の改革！！～